

来庁者の皆様へ

不当な働きかけは、記録・公表されます！

不当な働きかけとは、

△△工事の
予定価格等
を教えろ
(入札前に)

△△工事の
参加業者名
を教えろ
(公表前に)

△△工事の
参加業者数
を教えろ
(公表前に)

入札参加業者
の評価値を
教えろ

等の個別契約に関する要求行為が該当します。



不当な働きかけは
犯 罪 で す

福井県では、建設工事等発注事務に関するコンプライアンス要綱を策定し、OBを含む外部からの「**不当な働きかけ**」を抑止するとともに、職員が毅然と対応し、適正な職務遂行を確保できるよう、工事等の入札・契約に関する不当な働きかけを記録・報告・公表します。

また、不当な働きかけに該当する行為は、罰金や懲役などの刑罰、契約の無効化といった法的・社会的な罰則が科せられる可能性があるため、**対応の打切り**をさせていただきます。

ご理解とご協力をお願いします。